

「いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「J Kビジネス」問題等に関する
関係府省対策会議幹事会の構成員の官職の指定について」
の一部改正に係る専決権者について

令和 7 年 10 月 10 日
いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・
「J Kビジネス」問題等に関する
関係府省対策会議議長決定

「いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「J Kビジネス」問題等に関する関係府省対策会議幹事会の構成員の官職の指定について」（令和 6 年 1 月 31 日いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「J Kビジネス」問題等に関する関係府省対策会議議長決定）の一部改正（構成員の役職の変更等の軽易なものに限る。）については、いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「J Kビジネス」問題等に関する関係府省対策会議議長代理が専決処理することができるものとする。